

## 第4章 教育振興基本計画の推進

### 1 平成25年度作成計画案の見直しについて

「第Ⅱ期鹿嶋市教育振興基本計画」の策定にあたり、加藤崇英茨城大学教育学部准教授を委員長とする「鹿嶋市教育振興基本計画策定委員会」において、平成25年3月より平成26年1月の間、9回の策定委員会を経て最終案をまとめたところでした。その後、パブリックコメントの実施、教育委員会への計画案の報告、協議、審議決定を経て、市長へ報告等、市全体の認識の共有化を進めるものとしていましたが、市長の交代、滋賀県大津中学校生徒の自殺問題をきっかけとして議論が活発化した「地方教育行政の改革」等の内外の大きな変化があったことから、最終段階の手続きを中断し、「第Ⅱ期鹿嶋市教育振興基本計画（案）」を見直すこととしました。

平成25年度に作成した教育振興基本計画案の個々の施策について大幅な見直しはありませんが、長年の教育行政の課題についての数々の議論を踏まえ、平成27年4月に施行された改正地方教育行政法の改正趣旨（「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携の強化等」）を加えること、あわせて平成25年度策定時の教育行政の課題を見直し、一層今日的な課題を盛り込むなどの修正も加えています。特に、改正地方教育行政法では、市長が教育長・教育委員と総合教育会議を開催し、「教育大綱」を策定して公表するなどの規定が盛り込まれました。この改正を受け、「教育大綱」と本教育振興基本計画の方向性を一致させることが必要との考えから、本年度、市長が決めました「教育大綱」と足並みを揃え、教育振興基本計画の体系を見直したところです。

### 2 第Ⅱ期鹿嶋市教育振興基本計画の見直しについて

平成28年度から平成37年（令和7年）度の10年間を計画期間として、「第Ⅱ期鹿嶋市教育振興基本計画」を策定しましたが、前期の5年間（平成28年から令和2年）が経過する中でも、少子化及び高齢化を伴う人口減少社会が一層進展し、技術革新を伴うICTが生活の中に入り込む等、大きな変化が急激に到来しています。

また、2020年から始まった新しい学習指導要領においても、将来の予測が困難さを増す状況の中、これからの社会がどんなに変化して予測困難になっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、判断して行動できる『生きる力』を身に着けることを目標とし、社会の要請にあわせたものとなっています。特に、ICT技術の急激な高まりから「5Gの時代」が到来したことにより、ICT機器を学びの重要なツールとして位置付けることがSociety5.0の時代に向けた教育が実効性を伴うものとして可能になりました。このことは、新型コロ

ナウイルスの感染拡大を受けて、学びを止めない手法として、ICT機器の活用がたいへん有効であるとして、「GIGA スクール構想」を加速度的に推進することとなり、鹿嶋市においても令和2年度中に1人1台のノートパソコンを、全ての児童生徒に配布することができました。

更に、地球温暖化、環境破壊、貧困等を世界共通の課題とし、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した「SDGs」の推進が地球規模で求められる背景があり、「SDGs」を意識した教育行政を進めることは当然のことといえます。

計画期間が後期を迎えるにあたり、様々な変化する社会の要請を考慮し、更に前期5年間の実績を踏まえて、大幅な基本方針や主要施策の見直しは行わず、具体的事業や各事業の進捗状況の修正を行いました。

なお、私たちの生活を取り巻く社会や経済は、今後ますます変化することが予想されるため、今後策定される第四次鹿嶋市総合計画をふまえ、随時、見直しを図っていきます。

### 3 第Ⅱ期鹿嶋市教育振興基本計画の推進について

計画の推進にあたり、改正地方教育行政法の趣旨を踏まえ、教育委員会、総合教育会議、教育行政評価委員による教育行政評価等により計画のPDCAのサイクルによる進行管理を進めます。

#### ①鹿嶋市教育委員会による計画の進行管理

改正地方教育行政法では「政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。」としていますが、教育長が教育委員会議の主宰者として審議の活性化に責任を持つこと、また教育委員には教育長の事務執行に対するチェック機能を果たす自覚、深い関心、熱意が求められる等の制度を運用する教育委員会の意識改革が求められています。また、教育委員会会議の透明化を図るため、会議の公開に加え、議事録の作成や公表の努力義務が規定されました。

鹿嶋市教育行政、教育振興基本計画の推進にあたっては、執行機関である教育委員会が適切な進行管理に努めていきます。

#### ②市長と教育委員による総合教育会議による教育大綱及び教育振興基本計画の進行管理

鹿嶋市においては、改正地方教育行政法により規定された「総合教育会議」の開催以前から、不定期に市長と教育行政（教育委員会委員）、教育現場（学校長）との懇談会は行われてきていました。「教育大綱」策定後も民意を反映した教育行政を推進していくため、市長が定期的に総合教育会議を開催していきます。また、教育委員会からも市長に対し積極的に開催を要望していきたいと考えています（地方教育行政法第1条の4）。

### ③学校等施設への訪問

教育現場に出向き、現場で聞く生の声、現場で感じるものが、今日的課題に迅速に対応するための最良の方法です。教育振興基本計画で目指したものが現場と乖離したものになっていないかを常に注意を払いながら推進する必要があります。特に義務教育課程の小・中学校および幼児期は、人格形成期の重要な役割を担う教育機関であり、教育現場も行政も注意深く、丁寧に児童生徒に関わるための情報把握に努めます。

### ④教育懇談会の開催

鹿嶋市教育委員会では、幼児教育・学校教育・社会教育などの教育行政について、直接市民の皆さんから生の声をいただくために教育懇談会を開催しています。子育て世代の方や子どもたちを地域で支える活動をしている方、自身の生涯学習に取り組まれている方など、様々な年代、様々な立場から多くの意見を直接伺い、鹿嶋市教育行政の今日的課題を把握し、鹿嶋市教育行政施策の検証を行います。

### ⑤教育行政運営方針の策定と教育行政評価

教育振興基本計画を踏まえた年度ごとの具体的な取り組みを「鹿嶋市教育行政運営方針」として策定し、その状況について、外部委員により構成される「教育行政評価委員会」にて「教育行政評価」を行ない、次年度の教育行政に反映させます。なお、「教育行政評価報告書」は市議会に提出するとともに市民に公表するものとします（地方教育行政法第26条）。